

「多治見市マスコットキャラクター」 うながっぱ

デザイン マニュアル

UNAGAPPA DESIGN MANUAL



目次

はじめに	3
プロフィール	3
基本事項	4
申請手続き.....	5
うながっぱデザイン	6
指定色	7
デザイン（ネガタイプ）	8
シルエットによる使用.....	9
部分使用	10
一部分の省略	10
他の図形等との組み合わせ	11
使用禁止例	12

はじめに

「うながっぱ」は2007年8月16日、当時の国内最高気温40.9℃を記録し、「この暑さにあやかって、まちをアツく元気にしよう！」と世話好きの血が騒ぎ登場。

皿を割られたかっぱ様の話が起源で、多治見市の名物である、うなぎを好んで食べたかっぱ様とも、うなぎとかっぱ様とのハーフとも言われています。

デザインは、アンパンマンの作者としても知らている「やなせたかし先生」です。

このマニュアルは今後とも、「うながっぱ」が広く皆様に親しまれ、多治見市の知名度と好感度を高め、まちの活性化に繋がるよう「うながっぱ」の使用基準を定めたものです。皆様の積極的なご活用をお願いします。

プロフィール

出身地：虎溪山のふもと

生息地：ながせ商店街

性別：男の子 め

サイズ：125cm・26.5kg

趣味：たじみそ焼きそば食べ歩き

永保寺で座禅をくむ

役職：熱中症予防PR大使

基 本 事 項

- ①「うながっぱデザイン」に関する著作権・商標権は、多治見市に帰属します。

使用する場合は、必ず事前に申請を行い、多治見市の許諾を受けてください。

また、使用に関して、不明な点がありましたら、イメージ保護のため、事前に相談してください。

- ②「うながっぱ」の使用は、このマニュアルに従って正しく使用してください。

このマニュアルに示すもののほか、デザイン・写真等を変形したり、改変して使用することはできません。

- ③使用する物件には、「多治見市マスコットキャラクター うながっぱ」の表示と

「やなせたかし氏」のサインを必ず入れるようにしてください。

困難の場合は、事前に相談してください。

- ④使用する物件の完成見本を、申請時に提出してください。

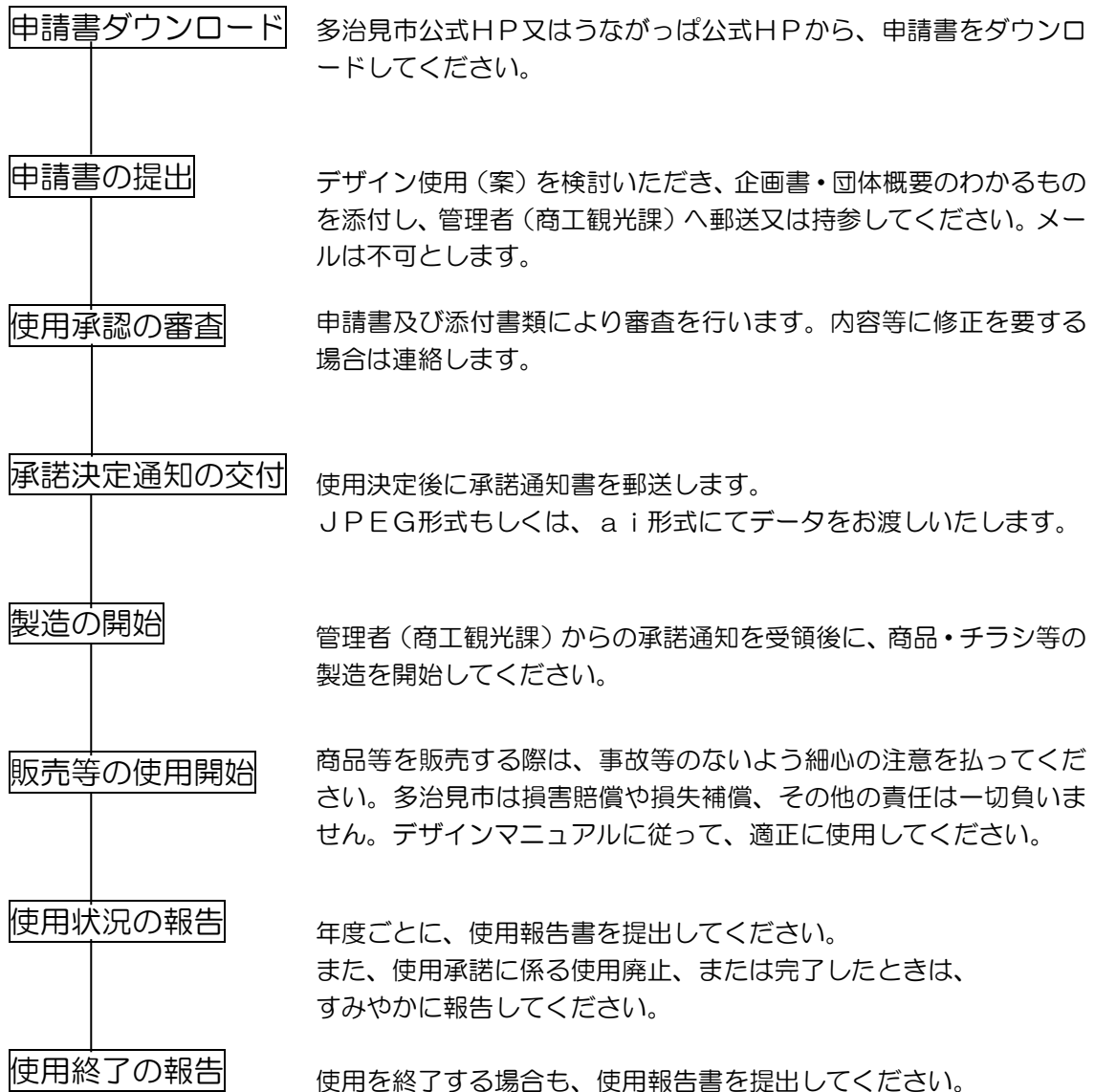
ただし、現物提供が困難なものについては、写真等確認できるものを提出してください。

- ⑤このマニュアルに示すもののほかの利用は原則できません。

また、多治見市うながっぱ使用承諾審査会の意見を聴いて、利用の可否を判断する場合もあります。

申請手続き

1. 申請の流れ



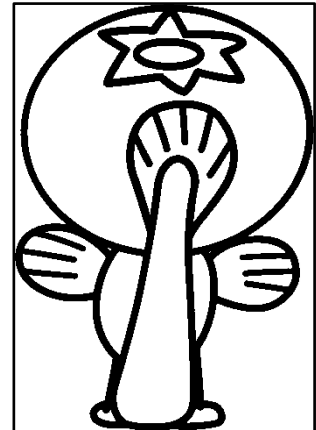
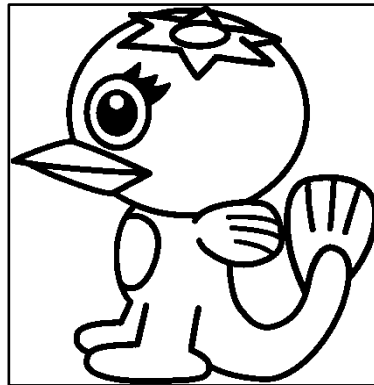
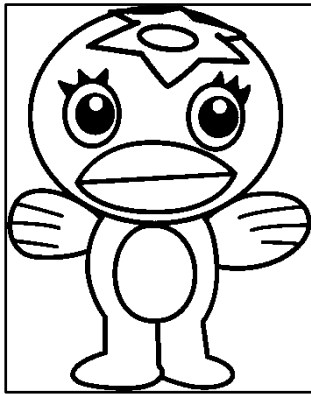
2. 申請が不要のもの

- 個人が家庭内で使用する場合

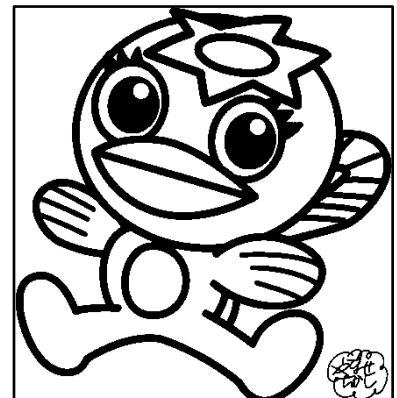
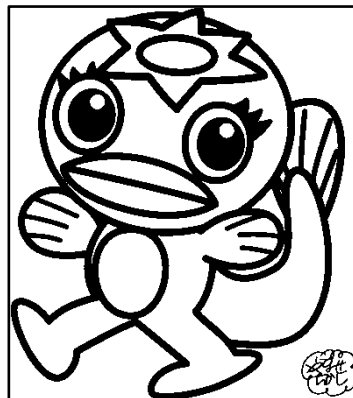
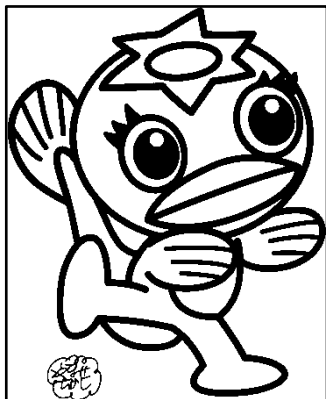
うながっぱデザイン

※使用いただけるポーズとサインは次のとおりです。

■基本



■動態

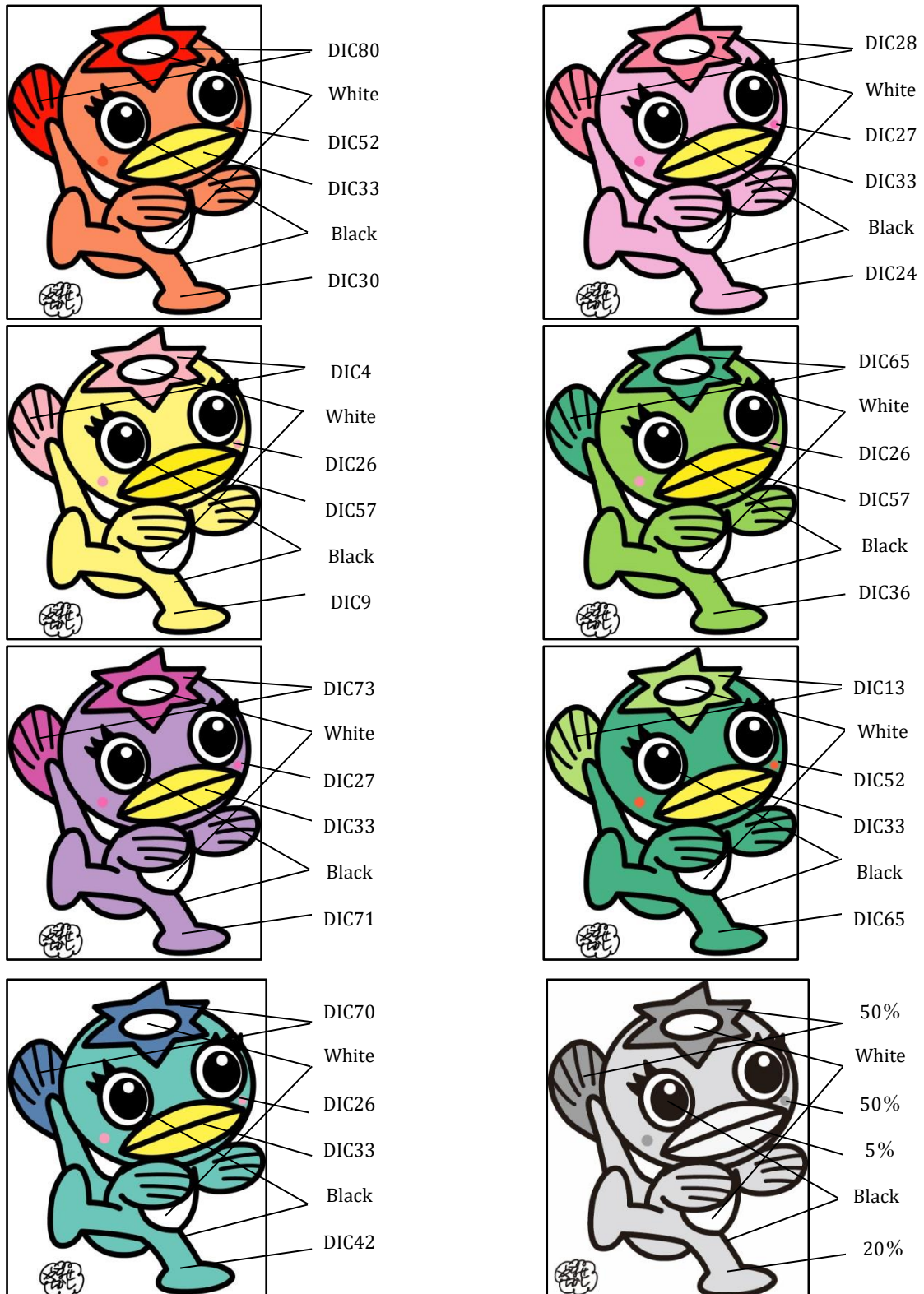


■やなせたかし先生のサイン



指 定 色

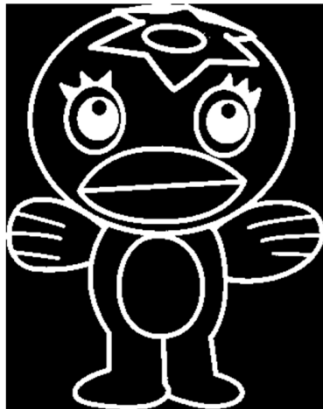
※使用いただけるカラーバリエーションは次のとおりです。



デザイン（ネガタイプ）

※以下に示すとおり、ネガタイプにより使用をすることができます。

■基本



■動態



シルエットによる使用

※以下に示すとおり、シルエットにより使用をすることができます。

■基本



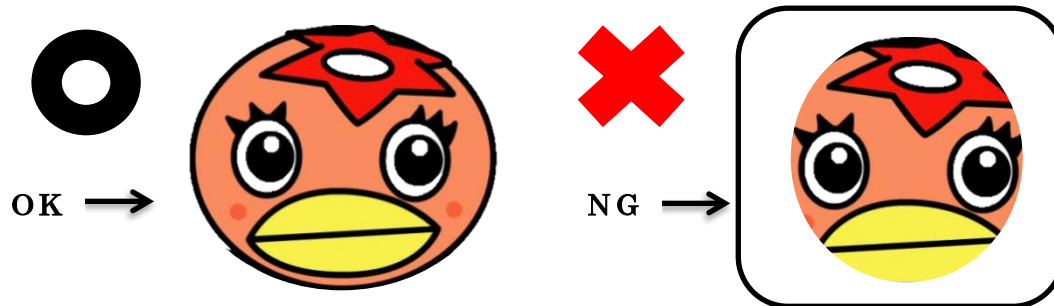
■動態



部分使用

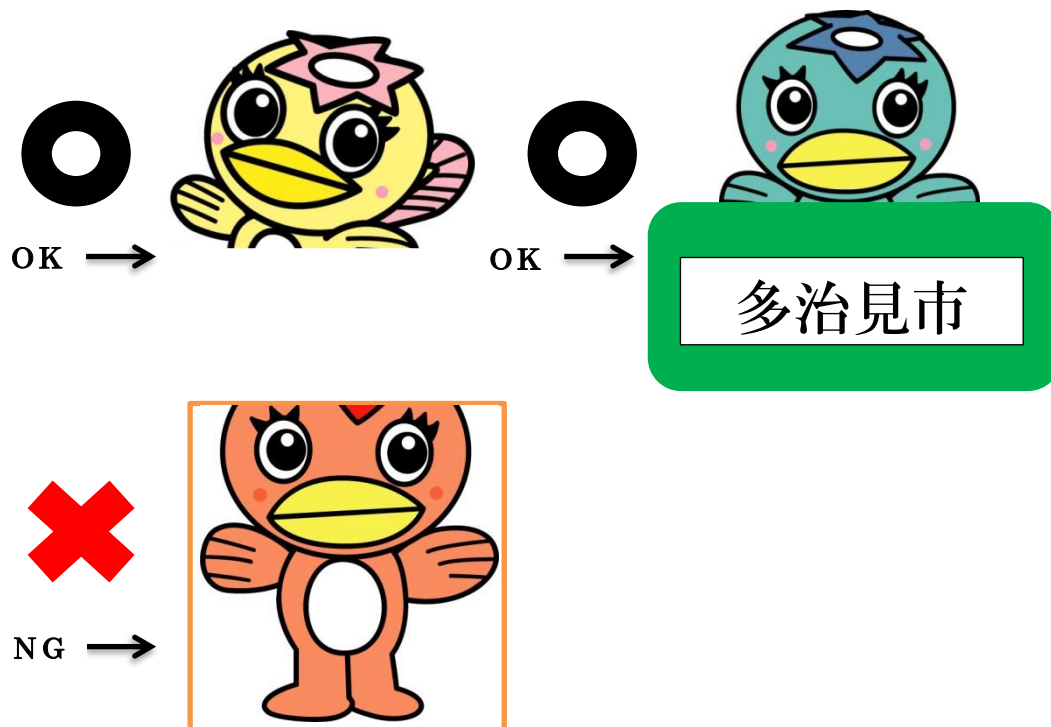
以下に示す場合に限り、部分的な使用をすることができます。

○顔の部分のみを使用する場合

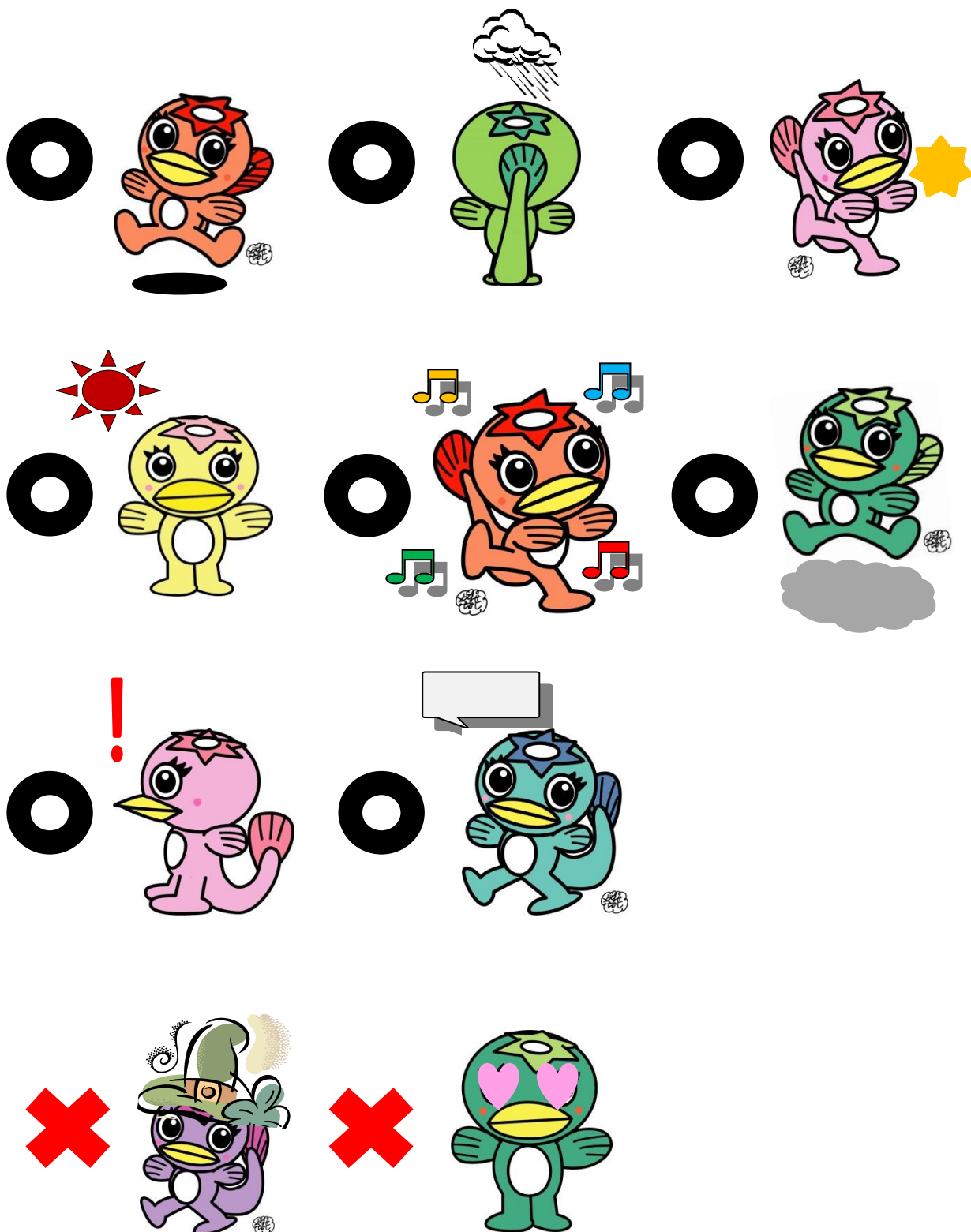


一部分の省略

以下に示す場合に限り、部分的な使用をすることができます。
他の図形との重なりにより、胴体の一部が隠れる場合
(※顔のパーツが隠れない場合に限りです。)



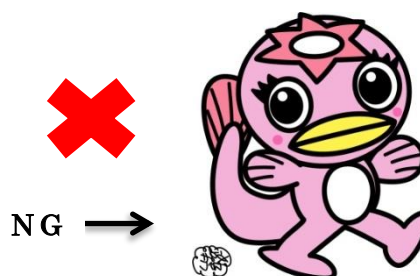
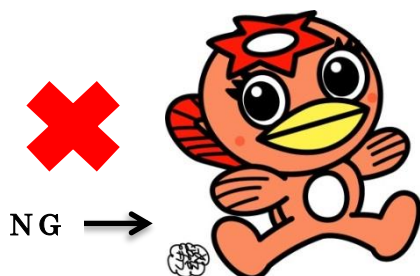
他の図形等との組み合わせ



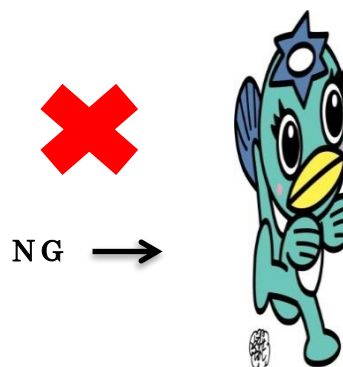
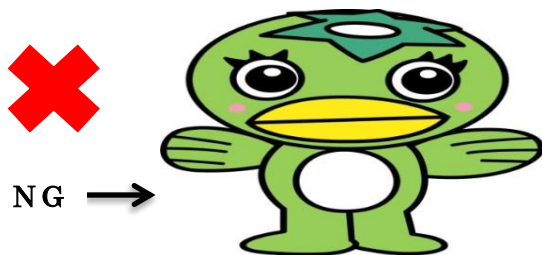
使用禁止例

以下に示すような、使用は禁止します。

1. 反転はしないでください。



2. 縦横の比率を変更しないでください



3. 他の図等を顔には重ねないでください



なお、「うながっぱ」のイメージを損なうおそれや、特定の商品や企業のキャラクターと誤認されるおそれなど、多治見市が意図しない「うながっぱ」のイメージ付けになるおそれがあると多治見市が認める場合には、上記に該当しない場合であっても「うながっぱ」の使用を禁止する場合があります。

このマニュアルに定めるもののほか、使用に関して不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

多治見市 経済部 商工観光課 観光グループ

T E L 0 5 7 2 - 2 2 - 1 2 5 0

F A X 0 5 7 2 - 2 5 - 3 4 0 0

E - M A I L shoukougankou@city.tajimi.lg.jp

2 0 1 9 年 4 月 制定